

〈論文〉

漢代における符の形態と機能

伊 藤 瞳

はじめに

符とは、漢代では銅虎符や竹使符として、また魏晋南北朝以降は下達文書として知られるものである。1900年代初頭に簡牘資料が出土して以降、一次史料である木簡からも実際に使用されたとみられる漢代の符が発見された。先行研究は、まさにその出土した簡牘資料を中心として研究されてきた。それらの先行研究をまとめると、漢代の符はふたつに大別することができる。ひとつが、符はわりふであるとしたものである。そのなかでも、大庭脩氏は符の形態はわりふであることに加えて、その端に刻齒⁽¹⁾を入れ、その後左右に割り、特定の関所を通過する比較的短距離の往来に用いる通行証の用途として使用するものであるとした⁽²⁾。永田英正氏は、符とはひとつの竹や木や銅の表面に文字を記し、それをふたつに割って別々に所持し、必要のある時にその両者を合わせ、その書かれた文字が一致すれば信をおく。すなわち、身分を証明するものとした⁽³⁾。富谷至氏は符とは二枚一組のわりふであり、その側面に刻齒を施したものであるとした⁽⁴⁾。さらに、大庭氏のいう通行証の中でもその機能を限定し、符は伝と呼ばれるパスポートの複雑な発給手続きを省略したものを指し、ひとつの関所を通過することを目的としたものであるという説⁽⁵⁾を唱えた。

もう一方が、わりふの形態をもつ符に加えて、封泥匣が付いた符もあるというものである。鷹取祐司氏は、前者の説に対してわりふではない符が漢簡中に含まれることに注目した⁽⁶⁾。この説では、符は外出・移動許可証であったとする。外出・移動許可証として符を用いる際、符が本物である保証が必要となるが、わりふという形態は、特定の関所の通過を対象とする場合にのみ機能する。そのようなわりふの符の限界を克服するために作り出されたものが封泥匣をもつ符であった。さらに封泥匣をもつ符は、わりふの符の性格と共に文書としての機能を有すとした⁽⁷⁾。

この鷹取氏の言う封泥匣をもつ符は、魏晋以降の下達文書としての符へ、漢代の符からいかにつながるかについて着目したものである。符に文書としての機能が備わっていたことの発見は、漢代の符に新たな側面を加えたといえよう。しかし、なお符にはその機能について漠たる部分が残され、先行研究の中でも個人によって見解が分かれる。

そこで、漢代における符についてあらためて考察してみたい。本稿では、とくに形態と機能の視点から、漢代の符がいかなるものであったのか明らかにすることをその目的とする。わりふもしくは封泥匣をもつ符にとって、形態は機能と密接に関連すると考えられるためである。

東晋以降、符は下達文書を指す語として用いられるようになる⁽⁸⁾。さらに時代を経ると、それは日本へと伝播する。日本における符の書式は、唐代の公式令を継承したものであるという⁽⁹⁾。

符の形態と機能は時代を経るにつれて変化し、それが東アジア諸国へと伝わる。では、主としてわりふであった漢代の符がいかにして東晋以降の下達文書としての符につながっていくのか。符の変化の萌芽が、漢代の符にはみられるのであろうか。それをふまえて考えていきたい。

なお、本文に引用した簡牘の釈文は、敦煌漢簡は『秦漢魏晋出土文献 疏勒河流域出土漢簡』（林梅村・李均明編、文物出版社、1984年）、居延漢簡は『秦漢魏晋出土文献 居延漢簡釋文合校』（謝圭華・李均明・朱国昭、文物出版社、1987年）、居延新簡は『秦漢魏晋出土文献 居延新簡釋文合校 甲渠候官与第四隧』（甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・文化部古文献研究室・中国社会科学院歴史研究所編、文物出版社、1990年）、肩水金閼漢簡は『肩水金閼漢簡（壹）』（甘肅簡牘保護研究中心・甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・中國文化遺產研究院古文献研究室・中國社會科學院簡帛研究中心編、中西書局、2011年）、雲夢睡虎地秦簡は『睡虎地秦墓竹簡』（睡虎地秦墓竹簡整理小組編、文物出版社、1990年）を使用した。

釈文のなかで、□は字が不鮮明もしくは釈読困難な一文字、…は文字不鮮明かつ文字数不明、☐は簡の断折、☐は封泥匣を示す。なお、釈文の後ろに付した番号は、その木簡の原簡番号である。「65.7」など数字のみで示すものは、1930～31年に出土した所謂居延旧簡である。「E.P.」で始まるものは1973～4年に出土した居延新簡を、「疏」の付くものは敦煌漢簡を、「EJT」の付くものは肩水金閼漢簡を指す。

第一節 典籍にみえる符の形態と機能

第一節では、典籍のなかにもみえる符について形態と機能を中心にみていきたい。

先行研究のなかでも、漢代の符は主としてわりふであるとされている。そこで、字書では符にどのような意味があるとされているのかをまず確認しておきたい。『説文解字』では、

符、信也。漢制以竹、長六寸、分而相合。 （『説文解字』卷五上）

とあり、符の機能は信であり、また分けたものを合わせるとあることから、わりふの形態が想定できる。また、『玉篇』では、

符、節也、契也。 （『玉篇』卷十四 大廣益會本）

とある。節・契には、わりふやてがた、また証拠の書類という意味がある。加えて、契にはきざむ、しるしを付ける、という意味もある。つまり、ここでは符とはわりふの形をし、刻齒をもったものであるといえよう。

『説文解字』では符の長さは六寸とあるが、それ以外でも符の長さについて言及しているものがある。まず、『史記』の秦始皇本紀を挙げる。ここでは、

數以六爲紀、符、法冠皆六寸、而輿六尺、六尺爲步、乘六馬。（『史記』卷六 秦始皇本紀）とあるように、秦代においては六寸が理想的な符の長さであったようだ。このように、符の長さは六寸で統一されていたかのようにみえる。しかし、『後漢書』方術列傳の鈐決之符の條の注には、

兵法有玉鈐篇及玄女六韜要決、曰、太公對武王曰主將有陰符、有大勝得敵之符、符長一尺、

有破軍禽敵之符、符長九寸、有降城得邑之符、符長八寸、有却敵執遠之符、符長七寸、有交兵驚中堅守之符、符長六寸、有請糧食益兵之符、符長五寸、有敗軍亡將之符、符長四寸、有失亡吏卒之符、符長三寸。 (『後漢書』方術列傳)

とあるように、兵法では戦況に応じて用いる符の長さが細かく定められていた。ここから、符の長さは六寸で固定されていたわけではなく、様々な長さのものが用いられていたことがわかる。

では、具体的な符の機能はいかなるものであったのか。まず、わりふの符と考えられるものからその実例をみてみよう。周知の例ではあるが、銅虎符・竹使符を挙げたい。なお、これらの符については『漢代の文物』のなかで永田氏が詳しく考察を加えているので⁽¹⁰⁾、ここでは簡単に述べるにとどめる。

九月、初與郡守爲銅虎符、竹使符。 (『漢書』卷四 文帝紀)

この條に対する應劭の注では、

銅虎符第一至第五、國家當發兵遣使者、至郡合符、符合乃聽受之。竹使符皆以竹箭五枚、長五寸、鐫刻篆書、第一至第五。

とある。また顔師古の注は、

與郡守爲符者、謂各分其半、右留京師、左以與之。

とあり、さらに『後漢書』杜詩傳の杜詩の上疏の中では、

舊制、發兵皆以虎符、其餘徵調、竹使而已。符第合會、取爲大信。 (『後漢書』杜詩列傳)

とある。これらの記事から、朝廷と郡太守の間ではそれぞれ銅虎符と竹使符が作られ、軍隊を動員させる時には銅虎符を、その他天子が郡の太守を徵召する時などには竹使符が用いられたことがわかる。その際、朝廷では右半分を、郡太守では左半分を保管し、両者が合致すればそれを持参した使者が偽物でないことを証明する仕組みになっており、銅虎符・竹使符はいずれも二分したものを合して信をおく一種のわりふである、と永田氏は考察する。

すなわち、銅虎符には發兵命令の、竹使符には徵召命令の真实性を保証する機能があつた⁽¹¹⁾。その具体例とみられる記事を以下に挙げる。

貞姜者齊公之女、楚昭王之夫人也。王出遊、留夫人漸臺之上而去。王聞江水大至、使使者迎夫人。忘持其符。使者至請夫人出。夫人曰、王與宮人約、令召宮人必以符。今使者不持符、妾不敢從、使者行。使者曰、今水方大至、還而取符、則恐後矣。夫人曰、妾聞之、貞女之儀不犯約、勇者不畏死、守一節而已。妾知從使者必生、留必死。然棄約越義而求生、不若留而死耳。于是使者取符則水大至臺崩。夫人流而死。 (『古列女傳』卷四 貞順傳)

ここにみえる符は、竹使符と明記されていないものの、機能をみるとまさに徵召である。徵召には必ず符が用いられ、それがなければ応じないとする。ここから、符は徵召に不可欠なものであるとともに、対象者の移動を許可するものであったといえる。くわえて、銅虎符と同様に命令の真实性を証明する機能をもつことも読み取れる。

次に、「剖符」という事例をみてみよう。

五年春、遂與剖符爲韓王、王潁川。 (『史記』卷九十三 韓王信列傳)

この「剖符」とは、『漢書』敘傳に引く顔師古の注に、

剖符、謂封之也。

(『漢書』卷一〇〇下 敘列傳)

とあり、剖符とは封建することだといひ⁽¹²⁾、「剖符」という行為が封建される際に伴うものであったことを示す。さらに、『漢書』霍光傳で、燕王旦が上書する中に、

臣旦願歸符璽、入宿衛、察姦臣變。

(『漢書』卷六十八 霍光列傳)

という一文がある。ここに、燕王旦が燕王たる符璽を返したいという文言がみえることから、封建された地位を朝廷に返上する際には与えられた符を返却していたようだ。つまり、剖符とは封建する際に符を二分してわりふにし、銅虎符や竹使符と同様に一方は朝廷で保管しもう一方を相手に与える、という過程が想定できるので、わりふの符といえる⁽¹³⁾。そして、その地位を辞する際の符の返却は、つまり符の所持がその間の自身の地位を保証することになる。すなわち、符には身分証明の機能がみられる。

さらに、符には出入・通行を許可するという機能もあった。

吏民出入、持布錢以副符傳、不持者、廚傳勿舍、關津苛留。公卿皆持以入宮殿門、欲以重而行之。

(『漢書』卷九十九中 王莽列傳)

この條の顏師古の注に、

舊法、行者持符傳、即不稽留。今更令持布錢、與符相副、乃得過也。

とある。これらによると、符をもつことで吏民は関津の通行が、公卿は宮殿の門の通行が許可されたという。なお、宮殿の門の通行に関しては、次の記事が詳しい。

漢官解詁曰、衛尉主宮闕之内、衛士于垣下爲廬、各有員部。居宮中者、皆施籍於門、案其姓名。若有醫巫僞人當入者、本官長吏爲封啓傳、審其印信、然後內之。人未定、又有籍、皆復有符。符用木、長二寸、以當所屬兩子爲鐵印、亦太卿炙符、當出入者、案籍畢、復齒符、乃引內之也。

(『藝文類聚』卷四十九職官部五 衛尉)

宮殿の門では、籍を門に施し内に入る際にその姓名を調べるといふ。その際、医者や巫女など雇われ人が入る場合—すなわち通行する人間が定まっている場合には啓伝⁽¹⁴⁾を用い、門に籍があるものの誰が宮門内に入るかは未だ定まっていない場合には符を用いるという。ここで用いられる符とは、長さ二寸の木簡で、所属する所の名称二文字を鉄印で印字し、出入する者の籍を調べた後に、刻齒を施すというものである。その作業を経て、はじめて宮門内に入ることが許されるのである。入門する際に符に刻齒を施すのは、出門する際にその刻齒をチェックするためであろう。つまり、門を出入する者をチェックし、内に入った者が確実に出たことを確認しているのである。仮に符が単体であるとする、施した刻齒を宮門で確認できない。よって、刻齒はわりふの形態のものに施されていると考えてよい。この『漢官解詁』のいう符とは、わりふの符であり、宮門の出入に際して衛尉より与えられる、通行証という機能をもつといえる。

さて、『漢書』王莽傳にある吏民の通行に用いられたという符伝だが、『漢官解詁』には「啓伝」と「符」に分かれて書かれているので、それと合わせて考えると、符伝ではなく符と伝であると解釈できる。この宮門において用いられる符と関津において用いられる符とは、符をチェックする場所が異なるものの、使用目的は同じである。よって、その形態は『漢官解詁』がいう符と同様にわりふの形態をし、刻齒でもってその真偽をチェックしていたと想定してよい。

これらふたつの記事からは、符は関津や宮門を通行する際にも用いられていたことがわかる。符は出入口や境界など重要なポイントを通行する場合に必要とされていたのであり、そのポイントで符に施した刻齒をチェックすることによって、その通行を許可していた。つまり、符は通行許可証であると共に、その符の所持者の身分証明の機能ももっていた。

次に、同盟関係のある二国間においても符が用いられていた事例を挙げる。

張儀至秦、詳醉墜車、稱病不出三月、地不可得。楚王曰、儀以吾絶齊爲尚薄邪、乃使勇士宋遺北辱齊王。齊王大怒、折楚符而合於秦、秦齊交合。 (『史記』卷四〇 楚世家)

張儀至秦、詳失綏墜車、不朝三月。楚王聞之、曰儀以寡人絶齊未甚邪、乃使勇士至宋、借宋之符、北罵齊王。齊王大怒、折節而下秦。秦齊之交合。 (『史記』卷七〇 張儀列傳)

上記ふたつの記事をまとめると、張儀が病と称して出仕してこないの、楚王が「まだ齊と国交を断つ姿勢が薄いのか」と言い、宋の符を借りて勇士を齊に入国させ齊王を罵った。それに対して齊王が怒り、楚の符を折って秦との国交を回復した、というものである。これらの記事が示す宋・楚の符とは、何か。まず形態であるが、齊王が楚の符を折ったということは、齊に楚の符がおかれていたということになる。齊が独自に楚の符を作成・所持するはずがないので、これは齊と楚の間で作成されたものということになる。これまでの符の事例と合わせて考えると、齊と楚それぞれに符がおかれていた。よって、ここでみる符もわりふの形態をしていたと想定できる。その機能について、『史記會注考證』の楚世家の條の張照注に、

戰國策、遣勇士從宋遺齊王書、折券絶交、又張儀傳使勇士至宋借宋之符、北罵齊王、則宋遣非人名也、疑當作乃使勇士從宋遺書、北辱齊王、落從字書字。

とあり、勇士に齊王への書を遣らしめ、券を折って断交させたという。また、張儀傳の條の胡三省注では、

既閉關絶約、則齊楚之信使不通、故使借宋符以至齊。

とあり、関所は既に閉ざし同盟は破棄されていたため、齊楚の信使は通行ができず、ゆえに宋の符を借りて齊に行ったという。

これらふたつの注から、楚の使者である勇士は楚から齊へ入国する手段がなかったため、宋で符を借りて齊へ入国するという手順をふんだことがわかる。また、齊王が楚の符を折り秦との国交を回復したということは、楚の符を折ることが国交の断絶を意味する。符を折ることによって、国交の断交を示し、相手国への通行を禁じたのであろう。

よって、これらの記事にみる符とは、同盟関係のある二国間において用いられることが前提とされる。また、その機能は符を所持している使者の真实性にくわえて相手国内の通行許可証という役割も担っているといえよう。

さらに、約束の証明をする際にも符が用いられる事例がみえる。

乃因涕泣曰、妾幸得充後宮、不幸無子、願得子楚立以爲適嗣、以託妾身。安國君許之、乃與夫人刻玉符、約以爲適嗣。 (『史記』卷八十五 呂不韋列傳)

これは、安国君と華陽夫人が子楚を適嗣として立てることを約束し、夫人と玉符に刻みを入れた、という記事である。この記事からは、玉符が二枚から成るわりふの形態をしていたかは明ら

かでない。単体の符に文字を刻んだとも、二枚一組のわりふの符に刻齒を施したとも考えられる。形態については、どちらと考へても矛盾しないが推量の域を出ない。しかし機能については次のことがいえる。ここで重要なことは、つまりこの符が修正しようのないものにしたことである。玉という修正できないものを書くことによって、この約束が絶対であることを証明している。またこれは、約束を曲げることがないという意思表示ともいえる。

ここまで、わりふの符及びわりふと考へて矛盾しない符についての事例を確認した。そこからみえる機能とは、わりふの符では命令呼び使者の眞実性・通行証・身分証明である。またわりふとしても矛盾しない符では、約束の証明及び意思を表明するものである。これらを包括すると、符とは証明機能をもつものであると解釈できる⁽¹⁵⁾。

しかし、単体でも符と呼ばれ、かつわりふの符の機能にみられた証明機能をもつ符の事例がある。『釋名』では次のように書かれる。

符、付也。書所勅命於上、付使傳行之也。亦言赴也、執以赴君命也。

（『釋名』卷六 釋書契）

ここでは、符とは付けるはたらきをするもので、上に勅命を書き使者に持たせて伝行させるものであるとする。また赴ともいい、持参して君命を伝えるものという。この符は、二枚に分け両者がそれぞれ所持したというわりふの形態を想定し難い。明らかに『釋名』のいう符とは、単体のものを指している。単体の符では、君命—つまり上から下へ命令をくだすものに付け、それ一本で命令の眞実性を証明するものであった。

次に『文心雕龍』では、

符者孚也。徵召防僞、事資中孚⁽¹⁶⁾、三代玉瑞、漢世金竹。末代從省易以書翰矣。

（『文心雕龍』卷四 書記）

とある。この孚とは『説文解字』によると信であるとする⁽¹⁷⁾。これにより、孚は符と似た意味をもつことがわかる。さらに、符は人を徵召する際、虚偽防止を目的として用いられた。ここから徵召という命令が正式なものであるという証明機能をもつことがわかる。この機能は、『釋名』の記事とも通じる。さらに、符の材料についても記述がみられる。夏・殷・周の三代には玉を用い、漢代には金属と竹を用い、時代が下ると簡略化されて紙を用いるようになったという。これらの記述から中村氏は次のように指摘する。『文心雕龍』では符は末代に書翰に代わるといふ。『釋名』にみえる符では、文書としての性格を帯びているようであることから、文書としての符は『釋名』が成立する後漢後半頃よりみられ、これが『文心雕龍』のいう末代にあたる、と⁽¹⁸⁾。さらに、鷹取氏のいうように⁽¹⁹⁾命令書に「付」されることによって符に命令すなわち下達文書という意味がこめられたのであろう。

また、それ以外にも単体の符と考へられる事例がある。「尺籍伍符」がそれである。

夫士卒盡家人子、起田中從軍、安知尺籍伍符。 （『史記』卷一〇二 馮唐列傳）

この條に引く、『史記集解』が引く如淳注には、

漢軍法曰吏卒斬首、以尺籍書下縣移郡、令人故行、不行奪勞二歲。五符亦什伍之符、約節度也。

とあり、また『史記索隱』には、

按尺籍者、謂書其斬首之功於一尺之板。伍符者、命軍人伍伍相保、不容姦詐。

とある。そして、『漢書』馮唐傳の尺籍伍符に対する李奇注では、

尺籍所以書軍令。伍符、軍士五五相保之符信也。

と書かれる。くわえて『史記會注考證』では、

尺籍伍符、索隱、是。尉繚子束伍令云、五人爲伍、共一符、収于將吏之所。

とあり、『史記索隱』の文が正しいとした上で、『尉繚子』がいうように五人が一つの符を共にして、將吏の所へ収めるのだという。

以上の記事をまとめると、軍令及び士卒の功績を書いた一尺の板のことを尺籍と言い、伍符はその内容に偽りが起こらないよう士卒五人が保証しあう符信、すなわち証明するもののことをいう。ここから尺籍伍符とは、記された五人の功績が偽りないことを証明するものといえる。また伍符の形態は、これらの記事からははっきりしないものの、「共一符」とあることから、その形態がわりふではなく、ひとつの符である可能性が高い⁽²⁰⁾。

ここまで、典籍の中にみえる符について考察してきた。これらをまとめると符の材料は玉や金属・竹木などであり、何を用いるかはその用途－更には言えば重要性の程度によって異なるようだ⁽²¹⁾。その形態は、わりふとそうでないものの二種類がある。そのうち、わりふの符にはその端に刻歯が施され、それを合わせることによって符の真偽をチェックしていた。一方、わりふでない符では、単体で機能し文書の要素をもつものもあった。長さは秦代に定められたように6寸が基本のようではあるが、用途によって様々な長さのものが作られる。

このように、符の形態は二種類あるがその機能はいずれも証明である。何を証明するかは目的毎に、命令や使者の真实性、身分保証、通行許可証などに分化するが、みな符の所持者或いは符が付けられたものの真实性を証明するものであった。

また、符は剖符や玉符のように、所持者を特定しているものもあるが、その一方で宮門の符のように、使用者を特定して作成していないものもあった。官府例えば宮門で作成する通行証としての符では、籍があるか等発行する条件はあるものの、その条件を満たす者に対してはその場で発行するといった簡易な手続きも見られる。符は証明機能を有するものの、その証明の重要度によって用いる材料や発行手続きに違いがあると考えられる。

第二節 漢簡からみた符の形態と機能

第二節では、出土資料である漢簡の中にみられる符について、その使用方法と機能を考察し、くわえて第一節で確認した典籍のいう符の形態と機能が妥当であるかどうかみていきたい。なお、用いた漢簡の中で、居延旧簡のみ原簡番号の後ろに出土地を付した。A 8 が甲渠候官、A 32 が肩水金閼、A 33 が肩水候官を示す。また第二節で用いた木簡では、便宜上釈文の先頭に番号を付した。

まず、実際に符として使用されたものについてみていこう。ひとつは、関所の出入に際して使

用された。

- 1：始元七年閏月甲辰居延与金閔為出入六寸符券齒百從第一至千左居
官右移金閔符合以從事 ●第八 65.7 (A 33)
- 2：始元七年閏月甲辰居延与金閔為出入六寸符券齒百從第一至千左居
□□□□□□合以從事 ●第十八 65.9 (A 33)
- 3：☒居延与金閔為出入六寸券齒百從第一至千左居官右移金閔符合以從事 ●第十
274.10 (A 33)
- 4：始元七年閏月甲辰居延与金閔為出入六寸符券齒百從第一至千☒ 65.10 (A 33)

これら 1~4 の簡は、全て肩水金閔に出入する際に用いられた符と考えられるものである。これらの出土地である A 33 は肩水候官だが、肩水金閔である A 32 はその管轄区であり、また地理的にも近く、「候官」宛封検が金閔で、「金閔」宛封検が候官で出土するなど、両者の遺物が混在して出土している。よって、上記の出入符も候官出土であるものの金閔で使用されたものとみてよい。

さて、完簡として残っている 1 の木簡をみると、「始元七年閏月甲辰、居延金閔と出入六寸符⁽²²⁾を為す、券齒は百、第一から千に至る、左は官におき、右は金閔に移す、符合すれば以て事に従え ●第八」と読むことができる。すなわち、この簡は居延と肩水金閔とを行き来するための六寸の出入符であり、刻齒は簡の左側に施されているので釈文のいう右に該当する⁽²³⁾。よって金閔に保管されていたものであり、さらに、1 から 1000 までの番号がふられたものうち、8 番目の符となる。実際に 1000 番まで作ったかどうかは不明であるものの、ある一定以上の数を製作することを見越して 1000 という大きな数字を用いたことは疑いないので、日常的に使用するものとして製作されていたことがうかがえる。

さらに、これら 1~4 の金閔出入符は、年月日と第*という符の番号以外は全て同じで、一定の書式に則って書かれる。第一節で確認した『漢官解詁』の記事をふまえると、これは「人未定、又有籍、皆復有符」という、門に籍があるものの通過する人が定まっていなかった場合には符を用いるというケースに該当すると考えられる。くわえて、金閔出入符が日常的に使用されていたことをふまえると、これら 1~4 は辺境で勤務している吏卒のための出入符といえる。また、これらの符に施された刻齒は、1 の木簡が上述の通り左に施されていたので右側の符、2 は左にあるので右側、3 も同様、4 は右にあるので左側の符、となる。居延保管の左と金閔保管の右の符どちらともが同一遺跡から出土していることから、おそらく金閔では通行に際し、符に施された刻齒の照合を行い、さらに照合した後は使用済として回収されたものと考えられる⁽²⁴⁾。

このように、金閔出入の符は刻齒のあるわりふの形態をしており、一定の書式に則って書かれる。その使用方法は、吏卒が金閔の出入のために使用したものであり、金閔保管の符と照合し通行を許可していた。姓名は書かれていないため、不特定の吏卒が日常的に使用するもののようなこと。このことから、金閔出入符は兵が日々の勤務に使用する目的で製作されたものであり、誰が使用するかわからないため必要最低限の情報しか記されなかったのであろうことがわかる。そして、この符の機能は通行許可証であり、兵の身分証明であったといえよう。

出入符は、上記以外にもう一種類みられる。そちらについてもみてみよう。

- 5：永光四年正月己酉 妻大女昭武万歳里孫第卿年廿一
子小女王女年三歳
橐佗延寿隧長孫時符 弟小女耳年九歳 皆黒色 29.1 (A 32)
- 6： 妻大女昭武万歳里□□年卅二
永光四年正月己酉 子大男輔年十九歳
橐佗吞胡隧長張彭祖符 子小男広宗年十二歳
子小女女足年九歳
輔妻南来年十五歳 皆黒色 29.2 (A 32)
- 7： 後起隧長逢尊妻居延廣地里逢廉年卅五 大車一兩
廣地 子小女君曼年十一歳 用馬二匹
葆聳居延龍起里王都年廿二 用牛二 73 EJT 6 : 41 A
- 8： ●兄妻屋蘭宜衆里井君任年廿一
橐他勇士隧長井臨 子小男習年七歳
建平元年家屬符 兄妻君之年廿三 車一兩用□
子大男義年十
子小男滿馮一歳 73 EJT 6 : 42

この5～8の簡は、李均明氏によって「吏家屬出入符」と名付けられた符である⁽²⁵⁾。これは、烽燧に勤務する隧長とその家族が金関を通過するために発行された符であろう。上部にはその隧長の名と符を使用できる年月が、下部には隧長の家族とみられる複数の人物の年や特徴が記されている。さらにその記された人物の特徴等をみると、全て女性や子供であることから、これが吏卒ではなく隧長の家族のリストであると判断できる。

吏家屬出入符の刻齒をみてみると、5は右に刻まれているので左側の符、6は右にあるので左側、7は左にあるので右側、8は右にあるので左側、と六寸出入符と同じく左側に刻齒がある居延保管の符、右側に刻齒がある金関保管の符、両方が同一遺跡から出土している。よって、これらの符も金関出入符と同様に金関で照合のために保管していたものや、使用後に回収したものであろう。

さらにこの吏家屬出入符は、形態は金関出入符と同様だが、先の金関出入符とは異なる書式で書かれている。前者が居延と金関とを通行するための何番目の符である、と簡素に書かれているのに対し、後者はこの符を使用するであろう隧長の家族がリスト化され、その年齢や身体的特徴がこまかく記されている。また使用方法も金関出入符と同様であるものの、その使用者は隧長の家族である。前者の出入符とは逆に、顔見知りの吏卒ではなくその家族は見知ったものではない。よって関所で符を照合する際、刻齒以外にも使用を許可された本人たちであるか確認するため、個人的特徴を記して製作されたのであろう⁽²⁶⁾。この符の機能も、前者と同様に通行許可証かつ身分証明である。以上、上記の二種類の出入符の形態と機能は典籍の記述とも合致する。

また、符は日迹においても用いられたようだ。日迹とは、各隧にいる卒または候長や候史がそ

の境界内(天田)を見回ることをいう。ここでは、わりふとそうでない符の2種類がみられる。

9: 回第六平旦迹符 E.P.T 49-69

10: 第廿三候長迹符左 E.P.T 44-21

11: 第廿三候長迹符右 E.P.T 44-22

これらの形態をみてみると9は封泥匣が付いているのに対し、10・11は刻歯や封泥匣なども施されていない。封泥匣が付いているということは、符として機能した実物とみて間違いはない。10・11は、どちらも「第廿三候長」「迹符」「左もしくは右」という簡素な情報しか書かれていない。通行証として用いられた金関出入の符も必要最低限の情報しか書かれていなかったことをふまえると、この10・11も符として機能した実物とみてよいだろう。さらに、迹符にはわりふとして用いられたものもある。

12: 四月威胡隧卒旦迹西与玄武隧迹卒会界上刻券 疏 737

これには刻歯が施されているので、実際に日迹に用いられた実物であろう⁽²⁷⁾。この簡は、威胡隧の卒が夜明けに西の方面に日迹をし、玄武隧の迹卒と隧の境界上で会い、券に刻みを入れたというものである。ここでは、日迹に用いた刻歯の入ったものを符と呼ぶず券と呼んでいる。わりふに似た形態をもつこの簡を符とするか券とするかについては、次節にて詳述する。ここでは、日迹には符が用いられ、かつ担当者が隧の境界上で刻みを入れる作業があった、と指摘するにとどめたい。

さて、上記の簡から、迹符にはわりふと封泥匣の二種類が用いられていたことがわかる。では、この日迹の符は、いかなる目的で使用されたのだろうか。ここで、各吏卒が行った日迹について記録された日迹簿の一部であろう1本の本簡を見てみたい⁽²⁸⁾。

13: 九月庚申候史持第卅符東迹 疏 64

「第卅符」というように、番号がふられた符が記載されていることから、金関出入符と同じく日迹の符も一定量を製作し、日迹のたびに所持・使用していたようだ。しかし日迹を行うにあたり、そのルート上で関所を通過することはないので、日迹符は関所通行のために使用されるものではない。ここで、更に日迹簿の記載項目に目を向けると、「いつ」「誰が」「何番の符で」日迹を行ったか、という書式で記録されている⁽²⁹⁾。日迹には、いつ誰が行ったかという以外に、何番の符を用いてどの範囲を行ったのか、ということも重要であったようだ。なお、12は卒が用いたものであり、候長が用いた10・11、また候長或いは候史が用いたと思われる⁽³⁰⁾9の迹符とは使用方法が異なる可能性がある。

さて、上記のことをふまえて卒の日迹の符の使用方法を想定してみると、次のようになるだろうか。吏卒が日迹を行った証拠として刻歯を刻み、それを各々所属の隧に持ち帰る。そのうち、刻みが入った符は各隧から所属の候官へと送られ、日迹簿が作成される。この日迹簿作成のために、符は必要だったのであろう。刻歯を入れるということは、これまでの符の例からみてわりふの形態が想定される。12の簡を例にすると、威胡隧の卒の日迹符と玄武隧の卒の日迹符がわりふのペアとなる。それぞれの隧が上級官庁へ日迹で用いた符を提出し、日迹簿の作成が行われた。その際、各隧から提出された符の刻歯を合わせることで、ふたつの隧の卒が適切に職務を遂

行したかを刻歯で確認する。そのために日迹の符は必要であった。確実に確認するためには、どの符を用いたかが分かっていないといけない。よって、日迹簿では何番の符が使用されたのかが日付と執行者の名と共に記載されるのである。

よって、日迹の符は自身の職務を適切に行ったことを示す証明書であったといえる。そうすると、日迹の符も典籍でみた機能と合致する。

次に、符の実物ではないが符の使用例と考えられる内容が書かれた木簡を挙げたい⁽³¹⁾。

15：博詣官封符持魚廿頭遣党受博魚 E.P.T 20-15

16：鄭卒蘇寄 九月三日封符休居家十日往来二日会月十五日 E.P.T 17-6

この「封符」という語は、何らかの勤務上の理由で移動する場合や休暇をとった場合に用いられ、また「詣官封符」という形で記載されることが多い。永田氏はこの意味について、充分明らかではないものの文字通りに読めば、符すなわち通行証に封印する。候官に出頭して符を発行してもらうことが、所謂「詣官封符」だろう、としている⁽³²⁾。さらに、休暇をとった場合に用いられる封符は、休暇を取りに候官に出頭したということとどまらず、同時に外出許可証をかねた郷里までの通行証を発行してもらうことも用件の中に含まれていた、とする。とすると、この符も移動（通行）許可証なので、出入という符の機能と合致する。

さらに、符は人の徴召にも用いられた。

17：隊長常業代休隧長薛隆迺丁卯舗時到官不持府符●謹験問隆 E.P.F 22-170

18：辞今月四日食時受府符詣候官行到遮虜河水盛浴渡失亡符水中案隆丙 E.P.F 22-171

19：受符丁卯到官敢言之 E.P.F 22-172

これは、府（都尉府）の符を携帯していなかった薛隆という隧長について書かれた一連の冊書である。隧長である薛隆が府の符を持たずに候官に到着したことについて問責を受け、それに対する薛隆の供述を記したものである。府の符を受けて、候官に出向しようとした薛隆が、川を渡る際水中にてその符を失くしたことが書かれている。ここから、薛隆が受け取った府の符には、居延候官への出向命令が書いてあり⁽³³⁾、また候官到着時、その命令書であろう府の符の携帯が義務付けられていたことがうかがえる。符の不所持の説明を問うたことも、それが符の所持者の真実性を示すものであったからに他ならない。

以上、漢簡にみえる符について考察してきた。ここまで挙げた符の形態的な特徴については3点が挙げられる。1点目は、これら符の実物の大きさは大半が6寸のサイズであることである⁽³⁴⁾。2点目は簡側面に刻歯がある、もしくは封泥匣が付けられている。刻歯に関しては、前述したように『漢書』文帝紀が引く顔師古の注で「與郡守為符者、謂各分其半、右留京師、左以與之。」とある通り、郡太守府や肩水候官等に分置し、二分した符の照合を行うために施したものである。封泥匣は、鷹取氏の説によれば、1つの関所を通過するというわりふの機能を越え、複数の関所を通過しなければならない必要性に迫られた際、わりふという形態であるがゆえの制限を克服するために付けられたとする⁽³⁵⁾。だが、迹符の封泥匣に関してはどのような役割が課されていたか、またその使用方法も不明である。3点目は、出入符・迹符といった符全体に一貫した書式がみられないことである。その符が製作されたそれぞれの用途に即して、書式も選択され

ている。すなわち、符の用いられる場や用途には全体として括ることのできない多様性がみられるといえよう。

次に機能については、関所の出入・職務遂行の証明・人の徴召の3点が挙げられる。これらはいずれも何らかの証明書や許可証であり、典籍にいう「証明」という大きなカテゴリのなかにおさまるものである⁽³⁶⁾。

第三節 符券の弁別にみる符と券の機能の違い

前節では主に符の実物について確認したが、日迹に用いられたものの中に、刻齒がありわりふと想定できる形態を持つものが、「符」ではなく「券」と呼ばれる事例を確認した。同じように日迹に用いられ、刻齒を入れるという同様の機能をもつにも関わらず、なぜ一方は「迹符」といい、もう一方は「界上刻券」と語の用いられ方が異なるのであろうか。先行研究では、券とは符の一種ともいえるが、主として売買に用いられるもの⁽³⁷⁾や、証書や証文もしくは契約書である⁽³⁸⁾とされている。しかし、券は符と併記して「符券」という用語として書記されている事例も木簡にみられる⁽³⁹⁾。とすると、金関出入符にかかれた「出入六寸符券齒百」は、「出入六寸符、券齒百」と「出入六寸符券、齒百」の二通りの読み方が考えられる。

これら符と券は機能や用いられる場に違いがみられるが、なぜこれらの語は併記されるのだろうか。この節では、この符券の問題を明らかにすることで、符と券の間のあいまいな境界線を明確にしたい。

「符券」と併記して書かれる事例は木簡では秦簡・漢簡にみられる。そのなかで、秦律には次のように記述される。

亡久書、符券、公璽、衡贏、已坐以論、後自得所亡、論当除不当、不当。

睡虎地秦簡：法律答問 146

これは、雲夢睡虎地秦簡の法律答問の中のひとつである。この法律答問は、実際に起きたことを秦律に照らし合わせてどう処理するかを書いた、いわば判例のようなものである。この簡は、久書、符券、公璽、衡贏をなくし、既に判決が下された後になくしたものを自ら見つけた場合、判決を除くのか否か、という判例を示す。ここにみえる「符券」という語は、「符券」と「符と券」という二通りの解釈ができる⁽⁴⁰⁾。

では、そもそも券という字にはどのような意味があるのだろうか。『説文解字』には、次のようにある。

券、契也。券別之書以刀判契其旁、故曰書契。 (『説文解字』卷四篇下)

また段注には、

判、分也。契、刻也。両家各一之書牘、分刻其旁、使可兩合以爲信。韓子⁽⁴¹⁾曰、宋人得遺契而數其齒、是也。

とある。ここから、券とは刻むという意味をもつ。また、ひとつの書牘を持ちふたつに分けてその旁に刻みを入れ、それらを合わせることで信とする、という符とよく似た使用方法をもつことが

わかる。さらに『列子』に書かれた一文の中で、遺契の齒を数えるとは出入の符に書かれた「出六寸符券齒百」の中の齒すなわち刻齒を示すと考えてよい⁽⁴²⁾。

さらに、ふたつに分けた券には左右の別があった。次の記事がそれである。

秦韓之王劫於韓馮張儀而東兵以徇服魏、公常執左券、以責於秦韓、此其善於公而惡張子多資矣。 (『史記』卷四十六 田敬仲完世家)

ここで出てくる左券とは、二つに分かれたわりふの形態であったことは推察できよう。さらに、この條に引く『史記正義』の注に、

左券下、右券上也。蘇代説陳軫以上券令秦韓不用兵得地、而以券責秦韓卻韓馮、張儀以徇服魏、故秦韓善陳軫而惡張儀多取矣。

とあるように、左券は下、右券は上であるという。これは『漢書』文帝紀に引く「與郡守為符者、謂各分其半、右留京師、左以與之。」という顔師古の注とも合致する。さらに、木簡でも、

■平望青堆隧警候符左券齒百

81.D 38.39⁽⁴³⁾

とあるように、警候符の左券で齒が百、と書かれたものが出土している。また、

●甲渠八月廿六日庚午遣隧長幹況徒□覆衆迹虜到故候官知虜所出符符左留官 E.P.T 26-6

と中央部分で断折しているこの簡が示すように、符は符の左と書き、左符・右符とは呼ばない。

雲夢睡虎地秦簡の議論に戻ろう。法律答問のいう「符券」には、「符券」と「符と券」の二通りの解釈ができると述べた。このように、券という語意を検討してみると、「符券」には「符券」すなわち「符として使われた券」という解釈も成立する。つまり、符券とは一組のわりふのなかの片割れである左券・右券のことを指す。わりふのひとつひとつは券であり、左右合わせてはじめて「符」と呼ぶのである。「符」のうちの片割れ(左・右券)の「券」なので、「符券」と称すのであろう。

ここで、あらためて「界上刻券」をみてみたい。

四月威胡隧卒旦迹西与玄武隧迹卒会界上刻券

疏 737

第二節でとりあげたこの簡は、日迹を行った威胡隧の卒が玄武隧の卒とその境界線上で券に刻した、と記す日迹で用いられた券である。これに施された刻齒は、明らかに日迹を行った際に証拠として刻したものであろう。さらに、実際には使用されなかった「界上刻券」もある。

十二月戊戌朔博望隧卒旦迹西与青堆隧卒会界上刻券~#

81.D 38.38 A

十二月戊戌朔青堆隧卒旦迹東与博望隧卒会界上刻券~ 顯明

81.D 38.38 B

これは一枚の木簡の表裏で、表が A、裏が B となっている。この AB はおよそ同じ内容が書かれている。A が博望隧で使用するための券であり、B が青堆隧で使用するための券となっており、表裏で一組となる。釈文から察するに、割られることが前提で A・B が書かれたが、何らかの理由で割られる前に廃棄され、それが出土したためこのような状態になっている。これは、符券作成のプロセスの途中の段階にあるものなので、どのように意図して作成されていたかがわかる好例といえる。この界上刻券は、片方が博望隧、もう片方が青堆隧で用いるために作られたことは明白である。また前述したように、符も日迹の際に用いる。日迹簿には、「九月庚申候史持第卅符東迹」(疏 64) とあるように、何番の「符」を所持するという文言はみられるが、何番

の「券」を所持するという文言の簡は未だ出土例がない。すなわち、界上で刻齒を入れるために所持される券とは、疏 64 の簡でいうところの「第卅符」と同じである可能性が高い。すると、この界上刻券とは左券と右券のことであり、これら左右を合わせたものが迹符ということになるだろう。

以上のことから、わりふ一組がそろった状態のものは符と呼ぶ。また、券そのものは刻み或いは刻みを入れたものが原義であろう。それゆえ、単体で独立したものは券であり、符の一部であるわりふの片割れは、左券・右券、どちらか限定しない場合は符券と呼ぶのである。よって、第二節で用いた金関出入符は「居延与金関為出入六寸符」とあるように、居延が金関と六寸の長さの出入符を一組作るのだから、「出入六寸符」と読むのである。

ここまで、典籍・木簡にみえる符及び券との弁別についてみてきた。では、漢代における符とは一体何であるといえるのか。最後にそれらをまとめて、考察を終えたい。

お わ り に

ここまで、典籍と木簡よりみた符の形態と機能、及び券との弁別について論じた。それらをここでまとめよう。

符の形態の特徴は3つのことがいえる。まず1点目は、符の長さは6寸が基本であるが、用途によって様々な長さで作られ、固定されてはいなかった。2点目は、わりふの符には刻齒がその端に入り、単体ならば封泥匣が付くものもみられる。3点目は書式は用途によって選択され符全体で一貫したものはない。

次に機能では、符はみな証明書であり、かつ許可証でもあるといえる。それぞれその用途に即して証明する事柄は異なるが、発兵・徴召といった命令の証明、関津・宮門の通行許可証、身分・職務遂行・約束の証明として用いられた。

またわりふの符において、券も符として使用された。券は刻齒或いは刻齒が入ったものを指し、単体では売買や契約書などとして用いられた。但し、「符に使われた券」として見るならば、それは単体ではなく一組の「符」の片割れとして扱われた。刻齒が左側にあるものは右券、右側にあるものは左券となり、左右どちらかの券を限定しない場合は符券となる。これは、単体の券と区別する意味があったと考えられる。

さて、符とはその機能からわかるように、様々な場において多くの用途で用いられた。それは符の使用幅の広さ、すなわち多様性を示している。しかし、その用いられかたにはある共通項がある。漢代において、「符」を所持するとは、その真实性を相手に示し表明するものであった。表明するものは、その符の用途に依る。例えば、銅虎符であれば表明するべきものはそれを持参した使者の真实性であり、通行証であれば表明するべきものは符所持者の身分の真实性である。符が、携帯しかつ相手に示しやすい6寸またはそれ前後の比較的小さなサイズであったことも、この機能に依るものであろう⁽⁴⁴⁾。

『漢官解詁』によれば、啓伝や符をチェックする場において既に所持者が定まり、その姓名が

判明している場合であれば啓伝を用い、誰が通過するか定まっていない場合には符を用いるという。漢簡の中にみられる金関出入符も、これにあてはまる。誰が持参・所持するか符を作成する時点ではわからないからこそ、刻齒や封泥匣といった姓名以外にその真実性を確認できる手法を採ったのであろう。しかしその一方で、玉符や割符など誰が所持しているか明らかに、もしくはある程度判明している符も同時に存在する。これは、符の使用される場の、多様性からくるものである。それに比例して、材料や発行手続きに関しても符は幅をもつものとなったのであろう。このように、漢代における符の機能が「相手にその真実性を表明・証明する」という広がりをもつ性格であったからこそ生まれたのである。

このように、漢代の符は様々な場で用いられ、その用途に即して多様性をもつものであった。これこそが漢代の符の特徴であると言える。しかし、その一方で証明機能をもつ符から下行文書としての符へ、という機能の変化は、中村氏・鷹取氏の指摘するように、既に後漢においてみられたのである⁽⁴⁵⁾。これは、符のわりふ・封泥匣といった形態が、材料に依るところが大きかったため、書写材料の主流が木から紙へ移行するに伴って、その機能にも変化を与えた可能性が考えられる。

本稿では、漢代の符の形態と機能及び券との関係について考察してきた。しかし、漢代から東晋以降の符の機能の変化という問題、さらには符伝や符致の機能の弁別といった問題もいまだ解決されておらず、いまだ漢代の符にも考察すべき余地が残されているように思われる。これら符の機能の変遷と漢代の符の機能の弁別という二点の問題は今後の課題としたい。

註

- (1) 刻齒とは、簡の側面に施された切り込みのことをいう。これについては、初山明「刻齒簡牘初探－漢簡形態論のために－」（『木簡研究』17号、1995年）が詳しい。
- (2) 大庭脩「漢代の関所とパスポート」（『秦漢法制史の研究』、創成社、1954年）、「漢代の符と致」（『漢簡研究』、同朋舎出版、1992年）
- (3) 林巳奈夫編『漢代の文物』（京都大学人文科学研究所、1976年）
- (4) 富谷至「漢簡」（滋賀秀三編『中国法制史：基本資料の研究』、東京大学出版会、1993年）
- (5) 富谷至『文書行政の漢帝国』（名古屋大学出版会、2010年）
- (6) 鷹取祐司「漢簡所見文書考」（富谷至編『辺境出土木簡の研究』、朋友出版、2003年）
- (7) 鷹取祐司「漢代における符の展開－割り符から文書へ－」（『東アジアの簡牘と社会－東アジア簡牘学の検討－』シンポジウム報告集（平成21年度～25年度科学研究費補助金（基礎研究（A））「東アジア木簡学の確立」（代表者 角谷常子）成果報告、2012年）
- (8) 中村圭爾「晋南北朝における符」（『人文研究』49巻第6分冊、大阪市立大学文学部紀要、大阪市立大学文学会、1997年）
- (9) 平川南『古代地方木簡の研究』（吉川弘文館、2003年）
- (10) 前注(3)
- (11) 前注(7)で、鷹取氏は竹使符には徴召だけでなく、郡国への重大事の通知という役割もあったとする。
- (12) なお、「割符」は諸侯王だけでなく、地方官長特に郡太守任命の際にも用いられる用語である。割符の用例に関して、前注(8)で中村氏は、郡守として任命されるものに賦与される証明のようなもの、ないしは任命状に類するものと述べる。また、「割符」して地方官庁、特に郡太守となる表現は後代に

長く用いられるという。

- (13) 諸侯王が符を返却する——すなわち諸侯王側の手に符があるということが確認できる。「符」を「剖」すという漢字を用いていることは、符を諸侯王側に与え朝廷は所持していないとは考え難い。少なくとも漢代において「剖符」は朝廷・諸侯王の両方にあつたことを示唆する。
- (14) 啓伝もまた符と同じように入出に際して用いられた、とあるが、その別に関しては本稿では深く述べない。
- (15) 中村氏は前注(8)で剖符に注目し、使者の持参する符にはその使者の真実性が、逆に郡守が所持する符は使者の真実性を確認する以外に、所持者（郡守）の身分証明というふたつの性格を帯びていたと指摘する。
- (16) 中孚は『易経』雜卦伝の「心中の孚」を由来とする。
- (17) 孚，一曰，信也。（『説文解字』卷三下）
- (18) 前注(8)
- (19) 前注(7)
- (20) しかし、5人の名を全て記した符があつて、それを5人で1枚、將軍軍府に1枚あり、わりふとして機能していたと考えても無理はない。
- (21) 『史記』呂不韋伝のいう玉符のように、三代以後も符に玉が使われ、なおかつその材料の選択には、用途の重要度の高さが影響しているように考えられるためである。
- (22) これを「六寸符」とするか「六寸符券」とするかは、第三節で詳述する。
- (23) 前注(1)前掲論文
- (24) また前注(3)の中では、居延から肩水金関を通過する者は左半分の符券を携行し、同様に肩水金関から居延に行く者は金関にある右半分の符券を携行しなければならなかったことを物語っている、とする永田氏の説もある。
- (25) 李均明「漢簡所見出入符、傳与出入名籍」（『文史』19輯，1983年）
- (26) 隧長の家族全員がそろって通過しなかった可能性もあり、リストのうちの誰が出入するのか、身分の詐称を防ぎ、使用する人間を特定する目的で詳細な使用者リストを作成したとも考えられる。
- (27) 10や11に刻歯が施されていないのは、これが使用される前の状態だったからであろう。
- (28) 日迹簿については、永田英正『居延漢簡の研究』（東洋史研究叢刊之四十一，同朋舎，1989年）が詳しい。永田氏によると、日迹簿には各隧においてひと月に誰が日迹を行ったかという実績と見回りの結果や吏卒の毎日の日迹の記録、各吏卒毎の一ヶ月間における日迹の実績記録が作成されるという。
- (29) 13では「いつ」「誰が」「何番の符で」日迹を行ったかという3項目が書かれるが、永田氏によれば日迹簿は前注(28)で挙げたように日迹の結果なども記録される。
- (30) 10・11の候長の迹符と、12の卒の迹符とを比較すると、9の簡の記載項目から、10・11の候長の迹符に近いと判断できるためである。
- (31) なお、封符や徴召の符以外に、符には「直符」という使用例もある。

建平三年七月己酉朔甲戌尉史宗敢言之迺癸酉直符一日一夜謹行視錢財物臧内戸封
皆完毋盜賊發者即日平旦付令史宗敢言之

E.P.T 65-398

この簡が示すように、「直符」とは、全て倉庫の戸の封印や銭財物の見張りに関することに用いられている。ここにいう符とは一体どのようなものが想定できるのか、木簡の釈文からはわからない。ただ、符の使用例のひとつとして挙げておく。
- (32) 前注(25)前掲論文
- (33) 前注(7)
- (34) 秦代以後、符の長さが統一されたか。
- (35) 前注(6)
- (36) 但し、府の符でみられた徴召には命令という要素も含まれる。
- (37) 前注(4)

- (38) 前注(1)前掲論文
- (39) 史書にも「符券」と書かれる事例がみられるが、それは魏晋南北朝以降の史料にしかみえない。魏晋南北朝に至ると、符は主に下行文書として扱われる。漢代の証明機能をもつ符とは、意味が異なるため、今回は取り扱わない。
- (40) A. F. P. Hulswé; *Remnants of Ch'in law: an annotated translation of the Ch'in legal and administrative rules of the 3rd century B. C., discovered in Yün-meng Prefecture, Hu-pei Province, in 1975*; Leiden, E. J. Brill; 1985 の中で Hulswé 氏は、「符券」を「tallies」と読み、符券として解釈している。
- (41) 段注には『韓子』とあるが、これは『列子』の誤りである。
- (42) 前注(1)前掲論文
- (43) 敦煌酥油土漢簡を指す。
- (44) 鷹取氏は前注(6)にて、符の本質は携帯することであると述べている。
- (45) 前注(8)中村氏前掲論文、前注(7)鷹取氏前掲論文

(関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程)